

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年8月13日

千葉市監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総業第135号

令和2年8月4日

千葉県監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 伊藤 康平 様
同 向後 保雄 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

18. 特定健康診査等のデータ入力委託（No. 73）【保健福祉局健康部健康保険課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(5) 契約の内容（報告書 P116）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務における平成29年度の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日であるが、平成29年度特定健康診査等に係るデータ入力業務は、翌年度の平成30年5月まで行われている。一方で平成30年度の本委託業務では、国の特定健康診査の制度変更に伴い特定健康審査の受診記録票、受診問診票の記載項目が増加したことにより仕様変更が行われ、パンチ入力件数の単価が変更されている（特定健康診査受診記録票の入力単価：平成29年度130円/件、平成30年度138円/件）。</p> <p>このような中、平成30年4月、5月に行われたデータ入力業務（平成30年4月度1,275件、平成30年5月度28件）については、制度改正前の受診記録票、受診問診票の入力業務であるにも関わらず、平成30年度契約に基づく改定後単価で算定されている。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>平成30年度契約における単価の改定は、当該年度の特定健康診査等のデータ入力業務の仕様書に基づき設定されたものであるため、平成29年度のデータ入力業務に対して、改定後単価を適用するのは適切ではない。</p> <p>この問題は、契約期間満了日が実際の業務が全て完了する前の3月31日と設定されていることに起因するものであるが、契約期間を債務負担行為による予算措置を図った上で、実際の業務完了日までとすることや、または契約上、入力する帳票の種類に応じたデータ入力単価を設定することで対応できるものと考えられる。</p> <p>【指摘】</p> <p>委託契約においては、実際の業務の内容に則った契約期間または契約単価を設定されたい。</p>	<p>本委託契約においては、令和元年度から、過年度分帳票のデータ入力業務について、入力年度の単価で支払を行うことを契約書に明示した。</p>

<p>本委託業務の場合、翌年5月までの委託期間とするか、あるいは平成30年度の委託契約において平成29年度帳票のデータ入力単価を別途設定することで、委託業務の内容と請求金額とが整合したものになるを考える。</p>	
--	--